

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	建設部 河港課	2021年 4月26日	山口谷川外事業間連携砂防工事（監督補助業務委託）	18,370,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員へ正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
2	県央振興局	建設部 河港課	2021年 4月30日	郡川外河川災害調査（監督補助業務委託）	18,590,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員へ正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
3	県央振興局	建設部 河港課	2021年 5月24日	寺畑川外事業間連携砂防等工事（積算技術業務委託）	8,910,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
4	県央振興局	建設部 河港課	2021年 6月25日	佐奈河内川外河川災害調査（積算技術業務委託）	13,310,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県央振興局	建設部 河港課	2022年 1月31日	佐奈河内川河川災害調査(積算技術業務委託)	4,950,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
6	県央振興局	建設部 河港課	2022年 3月30日	半造川樋門等操作管理委託	3,901,647	諫早市東小路町7-1 諫早市 市長 大久保 潔重	河川管理施設である樋門の管理は河川管理者自ら行うのが原則であるが、職員配置状況等から迅速な対応が困難なため委託するものである。 河川管理施設の委託先については、河川法第99条により地元市町村に委託できることとなっている。 諫早市に委託することで樋門等の操作が必要となる洪水時においても、迅速かつ確実な対応ができる。	第167条の2第1項 第2号
7	県央振興局	建設部 管理課	2022年 3月31日	田結海岸環境施設(緑地等)管理委託	3,285,000	諫早市東小路町7-1 諫早市 諫早市長 大久保 潔重	諫早市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「田結港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を諫早市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であることにより、諫早市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
8	県央振興局	建設部 道路第一課	2021年 5月31日	主要地方道長崎空港線電線共同溝整備工事(通信系引込・連系管路)	19,925,400	福岡県福岡市博多区恵比寿2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット㈱九州事業部 事業部長 棚田 裕宣	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び、路面の掘り起こしを極力減らす観点から、引込管路の工事について長崎県知事と西日本電信電話㈱は基本協定(H19年2月)を締結している。 基本協定では、工事箇所毎にエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱九州支店と個別協定を締結することとなっている。これに基づきエヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱九州事業部を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
9	県央振興局	建設部 道路第一課	2021年 6月7日	主要地方道長崎空港線電線共同溝整備工事(電力系引込管路・連系管路)	57,374,518	長崎市城山町3-19 九州電力送配電㈱長崎支社 支社長 郡山 伸一郎	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び、路面の掘り起こしを極力減らす観点から、引込管路の工事について長崎県知事と九州電力㈱長崎支店(現：九州電力送配電㈱長崎支社)は基本協定(H13年3月)を締結している。 基本協定では、工事箇所毎に個別協定を締結することとなっている。これに基づき九州電力送配電㈱長崎支社を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県央振興局	建設部 道路第一課	2021年 6月28日	長崎本線西諫早・喜々津駅間103k900m 付近貝津跨線橋他1橋橋梁点検	1,925,000	長崎市尾上町8-6 九州旅客鉄道株式会社 長崎 支社 支社長 田中 渉	本業務は、県管理道路と九州旅客鉄道が交差する橋 梁の補修工事を委託するものである。 「道路と鉄道との交差に関する協議等にかかる要綱 (H15.3.20国都街第155号、道政第74号 、国鉄技台178号)」に基づく協議を踏まえ、軌道 上の安全対策、運行上の安全確保のため、鉄道管理者 である九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
11	県央振興局	建設部 道路第一課	2021年 8月5日	大村線大村・岩松駅間39k380m付近三鈴 大橋他1橋補修設計に伴う橋梁調査	1,136,000	長崎市尾上町8-6 九州旅客鉄道株式会社 長崎 支社 支社長 田中 渉	本業務は、県管理道路と九州旅客鉄道が交差する橋 梁の補修設計に伴う橋梁調査に際し、軌陸車使用や安全 対策を委託するものである。 「道路と鉄道との交差に関する協議等にかかる要綱 (H15.3.20国都街第155号、道政第74号 、国鉄技台178号)」に基づく協議を踏まえ、軌道 上の安全対策、運行上の安全確保のため、鉄道管理者 である九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
12	県央振興局	建設部 道路第一課	2021年 8月10日	長崎本線土井崎(信)・小長井間82k019 m付近西ノ崎跨線橋補修工事	1,941,000	長崎市尾上町8-6 九州旅客鉄道株式会社 長崎 支社 支社長 田中 渉	本業務は、県管理道路と九州旅客鉄道が交差する橋 梁の補修工事を委託するものである。 「道路と鉄道との交差に関する協議等にかかる要綱 (H15.3.20国都街第155号、道政第74号 、国鉄技台178号)」に基づく協議を踏まえ、軌道 上の安全対策、運行上の安全確保のため、鉄道管理者 である九州旅客鉄道(株)と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
13	県央振興局	建設部 道路第一課	2021年 8月15日	一般県道多良岳公園線道路維持補修工事	6,292,000	諫早市高来町西尾579番地 株式会社 山崎建設 代表取締役 山崎 弘文	令和3年8月7日からの集中豪雨【連続雨量804 mm】により、一般県道多良岳公園線の諫早市高来町 神津倉で道路が損傷し通行上危険なため、8月15日 8:40から全面通行止を行った。 本路線は、交通量4,187台/日で住民の生活道 路として重要な道路であり、道路利用者の安全・安心 を確保する必要がある。このことから、早急な全面 通行止の解除が必要であるため「大規模災害等発生時 における支援活動に関する協定書」に基づき(社)長 崎県建設業協会諫早支部を通じて(株)山崎建設と随 意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第5号
14	県央振興局	建設部 道路第一課	2021年 8月16日	主要地方道有喜本諫早停車場線道路維持補修工 事	5,093,000	諫早市小野島町2335番地 宇木建設 株式会社 代表取締役 黒田 秀喜	令和3年8月11日からの集中豪雨【連続雨量91 9mm】により主要地方道有喜本諫早停車場線の諫早 市松里町で法面が崩壊した。 本路線は、交通量12,015台/日の重要な幹線 道路で通学路でもあるが、今後の降雨により増破する 可能性があることから、道路利用者の安全・安心を確 保するために、早急な切取防護柵を設置する必要がある ため「大規模災害等発生時における支援活動に関す る協定書」に基づき(社)長崎県建設業協会諫早支部 を通じて宇木建設(株)と随意契約を行うものである 。	第167条の2第1項 第5号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県央振興局	建設部 道路第一課	2022年 3月31日	3地電共補第1-1号 主)長崎空港線電線共同溝整備工事(電力系引込管路)	18,821,320	長崎市城山町3-19 九州電力送配電株式会社 長崎支社 支社長 郡山 伸一郎	電線共同溝整備工事の引込管路は、保安上の観点、既設設備との接続の観点、施工管理及び、路面の掘り起こしを極力減らす観点から、引込管路の工事について長崎県知事と九州電力(株)長崎支店(現:九州電力送配電(株)長崎支社)は基本協定(H13年3月)を締結している。 基本協定では、工事箇所毎に個別協定を締結することとなっている。これに基づき九州電力送配電(株)長崎支社を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
16	県央振興局	建設部 道路第二課	2021年 5月24日	一般県道諫早外環状線道路改良工事(積算技術業務委託)	35,860,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技術 研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
17	県央振興局	農林部 土地改良課	2021年 5月17日	県央管内防災減災事業補助監督業務委託	2,398,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川隆三郎	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
18	県央振興局	農林部 土地改良課	2021年 6月29日	西海第2・平成諫早湾干拓地区積算参考資料作成業務委託	4,455,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会はARICと守秘義務が保持されており、本県では唯一本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できる団体である。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県央振興局	農林部 土地改良課	2021年 10月5日	赤似田地区ため池整備工事積算参考資料作成業務委託	2,838,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本県では唯一本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できる団体である。	第167条の2第1項 第2号
20	県央振興局	農林部 土地改良課	2021年 10月5日	新地地区ため池整備工事積算参考資料作成業務委託	2,860,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本県では唯一本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できる団体である。	第167条の2第1項 第2号
21	県央振興局	農林部 土地改良課	2021年 10月5日	諫早北部2期地区鬼取ため池整備工事積算参考資料作成業務委託	2,838,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本県では唯一本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できる団体である。	第167条の2第1項 第2号
22	県央振興局	農林部 農村整備課	2021年 7月30日	県央管内農村整備事業補助監督業務委託	2,937,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県央振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	県央振興局	農林部 農村整備課	2021年 9月9日	柳新田地区換地基図作成業務委託	2,915,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以降「土改連」という)は21市町及び102土地改良区を会員とする営利を求めない公法人であり、土地改良換地士を保有し、換地業務に精通した団体である。 本業務は、現地調査や地元協議等により換地計画を策定する基図を作成するものであり、作成には高度な技術と経験を有する土地改良換地士が必要である。	第167条の2第1項 第2号
24	県央振興局	農林部 農村整備課	2021年 9月9日	正久寺地区畑かん工事積算参考資料作成業務委託	6,655,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本県では唯一本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できる団体である。	第167条の2第1項 第2号
25	県央振興局	農林部 農村整備課	2021年 9月13日	鈴田・内倉地区換地基図設計業務委託	3,135,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以降「土改連」という)は21市町及び102土地改良区を会員とする営利を求めない公法人であり、土地改良換地士を保有し、換地業務に精通した団体である。 本業務は、現地調査や地元協議等により換地計画を策定する基図を作成するものであり、作成には高度な技術と経験を有する土地改良換地士が必要である。	第167条の2第1項 第2号
26	県央振興局	農林部 農村整備課	2021年 10月15日	面高地区換地基図作成業務委託	7,568,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	長崎県土地改良事業団体連合会(以降「土改連」という)は21市町及び102土地改良区を会員とする営利を求めない公法人であり、土地改良換地士を保有し、換地業務に精通した団体である。 本業務は、現地調査や地元協議等により換地計画を策定する基図を作成するものであり、作成には高度な技術と経験を有する土地改良換地士が必要である。	第167条の2第1項 第2号
27	県央振興局	農林部 農道課	2021年 4月30日	農道事業積算参考資料作成業務委託	9,075,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。 県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備総合情報センター(ARIC)が、補助版として更に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。 本システムは常時更新される歩掛りや単価を確実に反映しており、信頼性が高い。 長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)はARICと守秘義務が保持されており、本県では唯一本システムによる積算参考資料作成業務委託を受託できる団体である。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	県央振興局	農林部 農道課	2021年 4月30日	農道事業補助監督業務委託	4,180,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 古川 隆三郎	当業務は、農業農村整備事業における工事を実施するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」に基づき工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計書と照合を行い、その結果を正確に報告するものである。 国及び九州各県で構成する「九州地方協議会」において、適正な発注関係事務を適切かつ公正に行うため、品確法の規定に基づき、法令の遵守及び高度な守秘義務、また農業農村整備の特性及び関係基準等に精通していることなどを要件として「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を定め本県では唯一土改連が認定された団体である。 このことから、土改連を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
29	県央振興局	農林部 用地管理課	2021年 5月31日	小迎地区換地計画（処分）事務委託	2,032,800	西海市西彼町小迎郷830 小迎南風崎土地改良区 理事長 北川 和道	【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人（非営利法人）である左記土地改良区と1者随意契約を行う。 なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	県央振興局	農林部 用地管理課	2021年 5月31日	駄野地区換地計画(処分)事務委託	30,380,900	東彼杵郡波佐見町長野郷17 3-2 駄野土地改良区 理事長 村田 富士利	<p>【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である左記土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。</p>	第167条の2第1項 第2号
31	県央振興局	農林部 用地管理課	2021年 5月31日	正久寺地区換地計画(処分)事務委託	3,080,000	諫早市長田町2515 正久寺長田土地改良区 理事長 松田 正幸	<p>【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である左記土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	県央振興局	農林部 用地管理課	2021年 5月31日	有喜南部地区換地計画(処分)事務委託	6,772,700	諫早市飯盛町開1929-5 有喜土地改良区 理事長 滝 和久	<p>【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である左記土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。</p>	第167条の2第1項 第2号
33	県央振興局	農林部 用地管理課	2021年 10月20日	柳新田地区換地計画(処分)事務委託	2,228,600	諫早市小長井町遠竹556-2 柳新田土地改良区 理事長 馬場 正邦	<p>【長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱】に基づき委任契約を行うが、当該地区の地元農家等からなる土地改良区が、中立・公正な立場に立って、全員が承諾する換地になるように、地元要望の調整に奔走して、土地改良区の責任で、自らの手で換地をまとめる必要がある。この調整は地元精通した者が主体となって実施しなければ進まないため、土地改良事業を行うために設立された公法人(非営利法人)である左記土地改良区と1者随意契約を行う。</p> <p>なお、同要綱には委託先として「市町」及び「その他知事が特別に認めた者」も併記されているが、本県では市町が県営事業実施の同意を行う時点で、地元が土地改良区を設立しない意向である場合に限り、換地業務受託可能な体制整備を確約のうえ事業を採択し、市町に委託することとしており、土地改良区を除いては、受託できないものとなっている。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。